

令和5年4月1日からの

東日本大震災の被災者に係る枚方市の支援制度(減免等)について

支援の詳細は、各担当課へご確認ください。

項目	内容	担当
国民健康保険の一部負担金(窓口負担金)	本市の国民健康保険の被保険者の方については、申請により減免を受けられる場合があります。	国民健康保険課 電話:072-841-1403(直通) Fax:072-841-3716
後期高齢者医療の一部負担金(窓口負担金)	本市の後期高齢者医療の被保険者の方については、申請により減免を受けられる場合があります。	後期高齢者医療課 電話:072-841-1334(直通) Fax:072-846-2273
後期高齢者医療保険料	被保険者になられた方については、申請により減免を受けられる場合があります。	
介護保険サービス利用者負担	本市の被保険者の方については、申請により減免を受けられる場合があります。	長寿・介護保険課 電話:072-841-1460(直通) Fax:072-844-0315
予防接種の接種料	申請により市民と同等のサービスが受けられます。	母子保健課 電話:072-840-7221(直通) Fax:072-840-4496
各種健診の健診料(妊産婦健康診査・乳幼児健康診査・がん検診等)	申請により減免等が受けられます。	
児童福祉施設(保育所、助産施設、母子生活支援施設)の徴収金	申請により減免を受けられる場合があります。	保育幼稚園入園課 電話:072-841-1472(直通) Fax:072-841-4319 子ども相談課 電話:050-7102-3227(直通) Fax:072-846-7952
固定資産税・都市計画税	東日本大震災により、被災した当該土地・家屋・償却資産をお持ちの方で、令和8年3月31日までに代替物件を取得した方については、申請により減額等を受けられる場合があります。	資産税課 電話:072-841-1361(直通) Fax:072-841-3039